

# 平成31年度（2019年度）特別支援教育取組の方向

## 特別支援教育課

「認め、ほめ、励まし、伸ばす」教育行動指標を踏まえた教育の実現を目指して

障がいのある者となない者が共に支え合う共生社会<sup>※1</sup>の形成に向けたインクルーシブ教育システム<sup>※2</sup>構築のために、すべての学校等において特別支援教育の一層の推進を図る。学校においては、校長を中心に障がいのある幼児児童生徒の能力や可能性を最大限に伸ばし、自立や社会参加することができるよう、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援の充実に努める。

※1 障がい者等が積極的に参加・貢献でき、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合うことができる社会をいう。

※2 障がい者がもてる力を可能な限り発達させ、社会参加を可能とする目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みをいう。

### 1 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築

- (1) 「合理的配慮」を可能な限り保護者等と合意形成を図った上で決定し、提供できる体制を構築する。
- (2) 障がいのある幼児児童生徒と障がいのない幼児児童生徒の相互理解を深め、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を養い、生活の経験を広げて社会性や豊かな人間性等を育むため、交流及び共同学習の充実に努める。

### 2 特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒の教育的ニーズに応じた指導・支援の徹底

- (1) 新しい教育要領・学習指導要領に基づき、社会に開かれた教育課程を実現するとともに、教育活動の質の向上を図るカリキュラム・マネジメントを推進する。
- (2) 主体的・対話的で深い学びの視点を踏まえた指導の改善を図り、すべての幼児児童生徒にとって分かりやすいユニバーサルデザインの視点に基づいた授業の実現に努める。
- (3) 学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、キャリア教育の充実に努める。

### 3 切れ目ない支援体制の構築

- (1) 特別な教育的支援を必要とする子供について、就学前から卒業後にわたる切れ目ない支援体制を整備するため、「段階的な支援体制」（別紙参照）に基づき、福祉、医療、労働等の関係機関との積極的な連携を図りながら、指導・支援の一層の充実に努める。
- (2) 進級や進学等に際しては、一貫した指導・支援を提供するために「個別的教育支援計画」等による引継ぎを確実にし、指導・支援の継続を図る。

### 4 教職員の専門性の向上

- (1) すべての教職員が特別支援教育に関する理解を深め、適切な指導及び必要な支援ができるよう、特別支援教育指導力向上研修をはじめ計画的・組織的な研修の実施により、専門性の向上を図る。
- (2) 「特別支援学級担任及び通級による指導担当教員のためのハンドブック」等の活用を通して、特別支援学級、通級による指導における自立活動等の指導の充実に努める。
- (3) 県立特別支援学校にあっては、勤務する特別支援学校が対象とする障がい種（領域）の免許状保有率を平成32年度（2020年度）までに100%とする。
- (4) 特別支援学校は、地域の特別支援教育推進の拠点として、巡回相談や研修会等の実施により、幼保小中高の教員等に対して必要な助言又は援助を行うなどして、センター的機能を十分に発揮する。